S32.2.15

昭和30(あ)1984

実際の判決書 (決定書)	ウェブサイト	頁	行
方法について <u>、</u> 裁判所	方法について_裁判所	1	15
す <u>る</u> ことができる	すことができる	3	14
あるから <u>、</u> 或程度に	あるから或程度に	3	20
アレインメント(罪状認否	アレインメント <u>・</u> (罪状認否	3	22
分業_職務分担	分業職務分担	5	19
ジヤ <u>ス</u> テイス	ジヤ <u>メ</u> テイス	6	7
次の <u>と</u> おりである	次の <u>よ</u> おりである	6	18
ことは <u>許さ</u> れないから	ことはれないから	8	4
事後審査の性質上	事後審査 <u>許さ</u> の性質上	8	5
出頭する <u>こ</u> とを	出頭する <u>よ</u> とを	8	6
できること <u>に</u> なつている	できることなつている	8	10
三七条 <u>等</u>)	三七条)	9	2
適合するように	適するように	9	21
量刑の裁量一般	量刑の裁量の一般	10	23
見解があるが (垂水裁判官)	見解があるが、(垂水裁判官)	14	22
陳述が <u>真実</u> に合する	陳述がに合する	16	20
裁判官 真野 <u>毅</u>	裁判官 真野 <u>殴</u>	17	10